

集落営農育成・確保緊急支援事業（新規）

1. 趣旨

食料自給率の低迷、国際化の進展の中で、我が国農業・農村の役割・使命が十分に発揮されるためには、担い手を育成・確保することが不可欠であり、これらの担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが農政の喫緊の課題となっている。

構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業においては、伝統的に地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれるものを担い手として位置付け、その育成と法人化を推進するとされたところである。

集落営農の組織化・法人化を強力に推進し、「農業構造の展望」で示した平成27年の集落営農経営2～4万の実現を図るには、現場において最大の課題とされている「集落リーダーが不在で組織化の体制が整っていない」ことに対する支援を緊急的に実施し、地域の取組みを軌道に乗せる必要がある。

このため、集落営農への取組みに向けた具体的な戦略構想を担うリーダーたる人材を幅広く公募し、優れた人材を集落リーダーとして登用を図り、集落内での農家意向調査等の調整活動を経て、集落の実態を踏まえた将来展望である集落営農戦略ビジョンを明定して集落営農参加者全員の合意形成確立の下で、代表者の定め等の規約・定款締結を完備することにより、集落営農経営に向けた体制の確立を図る。

2. 事業内容

(1) 集落営農推進リーダーの発掘・登用

普及指導員やJA営農指導員の経験者をはじめ、集落営農への取組みに向けた具体的な戦略構想を担うリーダーたる人材を幅広く都道府県担い手育成総合支援協議会が公募し、審査・選考会を経て、優れた人材を集落営農推進リーダーとして登用。

(地方農政局長による任命)

(2) 集落営農戦略ビジョンの策定

集落営農推進リーダーは、集落の現状把握（構成農家状況、経営耕地状況、機械稼働状況等）、農家へのアンケート調査による集落営農への意向把握を実施し、有識者等との検討を経て、当該集落の実態と実現性ある将来展望を「集落営農戦略ビジョン」（案）として策定。

(3) 集落関係者間の合意形成活動

税理士等の専門家相談、集落営農の先進地視察や講演会の開催により、現状の共通認識や理解の醸成を促進し、「集落営農戦略ビジョン」（案）に対する合意を形成。

(4) 集落営農規約・定款の締結

「集落営農戦略ビジョン」合意形成確立の下で、集落営農の規約・定款を締結し、集落営農経営に向けた体制を確立。

3. 事業実施主体

都道府県担い手育成総合支援協議会

4. 事業実施期間

平成18年度（1年間）

5. 補助率

定額

6. 平成18年度概算決定額

2,000,000（ 0 ）千円

【経営局 経営政策課】